

令和4年 第11回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月24日（木）午後2時30分から午後3時40分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (10人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	10番	金子一郎
委員	13番	野村春男
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (6人)

委員	5番	小関昭男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	14番	川田恒夫

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小倉浩史
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第11回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、10名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号5番 小関昭男委員、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号9番 若田部明委員、議席番号11番 本島光雄委員、議席番号12番 大拙 孝委員 議席番号14番 川田恒夫委員の6名でございます。また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第11回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 小林秀男委員、議席番号10番 金子一郎委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

はじめに、議案第1号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について、意見を求めます。
令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第1号について、調査班、お願いします。

調査班

申請に係る事項 農地及び空き家の所有者〇〇 申請地の所在地〇〇
地目 畑 〇〇㎡となります。申請地は、空き家から見て西と南に位置しています。

次に、佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づく検討状況ですが、第4条基準1番については、現地を確認した結果、耕作は可能な農地と思われました。2番は現地確認の結果、第1号の遊休農地の条件を満たしており、所有者も申請地周辺に居住していないため維持管理が行われる見込みもないものと思われます。よって2番も該当ありと思われます。3番は、空き家と農地は隣接しているため、該当ありと思われます。4番は、農地と空き家の所有者が同一であるため、問題ありません。

以上、1番から4番までを検討した結果、現地調査班の判断としては、指定相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり指定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり指定することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条695番 契約内容は贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.2km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機2台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。

検討事項7項目につきましても、5番につきましても、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましても、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条696番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距

離は1.0km、所要時間は8分です。大農機具の所有状況は、トラクター5台、コンバイン2台、田植機2台を所有しております。主な経営作物は、米、麦となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条697番 契約内容は贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、管理機2台を所有、トラクター2台をリース予定です。主な経営作物は、青パパイヤとなっております。農作業従事人数は3人、従事日数は450日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第2号3条697番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条697番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。11月18日に委員6名が出席して審査会を行いました。

3条697番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転6筆の申請になります。申請人は、故郷の耕作放棄地が年々増えていく中で、耕作放棄地を有効活用し、少しでも減らすことが出来ればという思いから、この度、会社を設立しました。栃木県産業振興センターの創業サポートアカデミーを受講しながら、現所有者のもとで約3年間農業栽培について学んできており、今後は法人として本格的に農業経営をしていきたいと考え、法人化での就農を決意しました。そのような経緯から、農地所有適格法人として新規就農したいという案件です。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、3名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、青パパイヤの栽培を行っていく予定となっております。販売先は、直売や飲食店等を予定しております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条43番について報告します。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、証明できると思われま。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ

れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条939番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条940番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条9 4 1番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条9 4 2番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条9 4 3番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条9 4 4番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条9 4 5番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条9 4 6番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地

基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条947番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条948番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条949番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条950番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番
澁江委員

太陽光関係で、佐野市内の事業者は管理者を雇いまして、常に草刈をやっている体制をとっているようですが、今回は市外の事業者であり、管理の方はどうなのか、近所の方たちに迷惑のかからないような体制をとれるような考えなのか。

事務局

今回、太陽光で申請されている3社につきましては、全て市外の業者ということになっているのですが、設置後の管理の状況等については、農地法上で確認することになっておりませんので、私の方で確認をしておりません。一応、他の場所でやっているものについては草刈等の管理はされていたと思いますが、そういった管理等の項目につきましては市の環境政策課の方で太陽光の条例等を定めておりますので、そちらで確認しているかと思えます。

15番
澁江委員

そちらで確認取らないと分からないんですか。我々は、農業委員会としては通じていない。縦割りの感じですか。

事務局

農地法の中で草刈等について、されていないと許可できないとか、そういった内容がないので、確認はしていません。

15番
澁江委員

わかりました。

議長

議席番号1番 川上美由紀委員、どうぞ。

1番
川上委員

今回の、例えばなんですけど5条948番と949番、この周辺というのは林で山林と化しているような状態で、ここはこれから作るということですけど、その周辺にもう太陽光発電があるところがあって、そこはちょっと草があったんですね。葛が巻いてたりしてたので、その辺のことは今回行って見てわかったので、事務局の方から環境政策課の方に伝えて欲しいということをお願いしました。分かったことについては環境政策課に直接言うか、農業委員会の事務局を通して言ってもらえるのが良いのではないのでしょうか。

15番
澁江委員

指導の方は、環境政策課の方が指導する立場ですか。

事務局

そうですね。委員さんの方で太陽光の許可を出したところが荒れていると見つけた場合、事務局の方にご連絡いただいても問題ないですが、指

導するのは環境政策課の方になりますので、そちらに繋がせていただきたいと思いますと考えております。

15番
澁江委員

はい、わかりました。

議長

他に質疑はありますか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

非農地517番について報告いたします。
願出地の周囲には農地がないため、営農に支障はないと思われま
す。
願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明はやむを得ないと思われま

非農地518番について報告いたします。
願出地の北は田ですが、営農に支障はないと思われ
ます。
願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明はやむを得ないと思われ
ます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ
れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について願いのと
おり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、願いのとおり証明
することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基
盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼が
ありましたので、意見を求めます。

令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありま
せんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画の
とおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので意見を求めます。

令和4年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和4年10月分）に対する回答について」をご覧ください。令和4年第10回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可証を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第11回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時40分閉会